

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年7月17日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第2300906号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第2400032号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和59年10月5日から同年10月6日に訂正することが必要である。

その余の請求期間(昭和59年8月30日から同年10月5日までの期間)については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和59年8月30日から2か月間程度

A社にアルバイトとして勤務していた請求期間について、厚生年金保険の加入記録がない。A社に勤務していたことは確かなので、請求期間の記録を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間において、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨主張しているところ、同社に係る事業所別被保険者名簿において、請求者の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険の被保険者記録(厚生年金保険被保険者台帳の記号番号「\*」、取得年月日「昭和59年8月30日」、喪失年月日「昭和59年10月5日」)が確認できたことから、請求者の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録については、オンライン記録において、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として、既に令和6年2月1日付けで、昭和59年8月30日に被保険者資格を取得し、同年10月5日に被保険者資格を喪失した記録に訂正されている。

このことから、請求期間のうち、昭和59年8月30日から同年10月5日までの期間については、請求者のA社における厚生年金保険の被保険者記録の訂正を行う必要は認められない。

しかしながら、請求者のA社に係る雇用保険の加入記録によると、請求者は、昭和59年8月30日(取得日)から同年10月5日(離職日)まで同社で雇用保険に加入していることから、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を離職日の翌日である同年10月6日に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300664号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2400031号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後にB社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和26年4月上旬から昭和36年5月11日まで

私は、請求期間当時、B社の会長であったC氏の自宅(D県E市)に住み込みで、電話の取次ぎ、来訪者へのお茶出しや炊事洗濯などの事務及び家事の手伝いをしていた。昭和31年9月にB社が主催した慰安旅行(F地方)に会長宅で一緒に住み込みで勤務していた同僚2名と参加したときの写真があるので、当時、同社に勤務していたと思う。調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間にB社の会長宅(以下「会長宅」という。)に、住み込みで勤務し、事務及び家事の手伝いをしており、同社主催の慰安旅行に参加したことがあるので、厚生年金保険の被保険者になっていた旨主張しているところ、請求者の同僚2名のうち連絡先の確認ができた1名は、請求者と一緒に会長宅で住み込み勤務していた旨陳述している。

しかしながら、B社に係る商業登記簿謄本、健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及びオンライン記録によると、同社は、既に解散(昭和43年5月27日に特別清算)し、その後、昭和47年7月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、被保険者名簿の事業主欄に記載されている事業主(請求者が記憶する会長の氏名と同姓同名)の住所に送付した照会文書は不達であるほか、当該登記簿謄本に代表取締役として登記されている2名に送付した照会文書も、一人は不達であり、残り一人は既に亡くなっている旨の回答があったことから、請求者の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上述の同僚1名は、会長宅に昭和18年から昭和29年頃まで勤務していたが、自身の雇用主が誰であったのかわからない旨回答し、請求者の勤務期間及び雇用主についても不明である旨回答している。

さらに、オンライン記録において、請求者の同僚2名のB社に係る厚生年金保険の加入記録は確認できない上、上記商業登記簿謄本に登録されている取締役及び監査役の9名のうち、同社に係る厚生年金保険の加入記録を確認することができる取締役1名は、既に亡くなっており、会長宅において勤務していた者の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。